

広島県告示第五百九十号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、平成十九年広島県告示百三十四号（漁港漁場整備法の規定による指定物件の放置等禁止区域の指定の変更）で指定した区域のうち、次の区域の指定物件を「漁船を除く船舶」から「船舶」に変更する。

平成二十年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四と基点一を結んだ線により囲まれた区域

二 点の位置（標示角度は真北方位による。）

基準点 広島市佐伯区海老山の国土地理院三等三角点「五日市」（北緯三四度二分四

二秒九四一六、東経一三二度二分五秒四五二、標高五三・二八メートル）

基点一 基準点から二二四度三五分三八秒の方向六〇八・〇〇メートルの点

基点二 基点一から二六〇度の方向一〇メートルの点

基点三 基点二から一七〇度の方向三〇メートルの点

基点四 基点三から八〇度の方向一〇メートルの点

三 変更する日

平成二十年七月一日